

令和4年第3回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和4年9月14日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 95号 村上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 96号 村上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 97号 村上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 98号 村上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 99号 村上市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第100号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第101号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第102号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第110号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)
議第115号 令和3年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第116号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(5名)
1番 上村正朗君 2番 山田 勉君
5番 三田敏秋君 7番 高田 晃君
8番 小杉武仁君
- 5 欠席委員(2名)
3番 鈴木いせ子君 4番 佐藤重陽君
- 6 傍聴議員(3名)
富樫雅男君 稲葉久美子君 渡辺 昌君
- 7 地方自治法第105条による出席者
副議長 大滝国吉君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
副 市 長 忠 聡君
総 務 課 長 東海林 豊君
同 課 参 事 小川智也君
同課人事管理室長 川崎健一君
同課総務管理室係長 本保敦志君
同課情報管理室長 須貝正人君

財 政 課 長	長谷部 俊 一 君
同課契約検査室長	立 花 強 君
同課契約検査室副参事	石 嶋 聡 君
同課財務管理室長	榎 本 治 生 君
同課財務管理室係長	鈴 木 郁 君
同課財務管理室係長	鍋 倉 直 也 君
企 画 戦 略 課 長	大 滝 敏 文 君
同 課 参 事	山 田 美和子 君
同課行政改革推進室長	五十嵐 博 君
同課企画政策室長	忠 康 博 君
同課地域交通政策室長	須 貝 直 毅 君
同課地域交通政策室係長	天 井 啓 喜 君
会計管理者会計課長	菅 原 明 君
消 防 長	田 中 一 栄 君
消 防 本 部 次 長	瀬 賀 誠 君
消 防 本 部 総 務 課 長	小 林 精 司 君
消 防 本 部 庶 務 係 長	田 村 善 浩 君
消 防 本 部 消 防 広 報 係 長	松 浦 知 之 君
監 査 委 員 事 務 局 次 長	太 田 尚 美 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	渡 辺 千 春 君
荒 川 支 所 長	平 田 智 枝 子 君
神 林 支 所 長	加 藤 誠 一 君
朝 日 支 所 長	岩 沢 深 雪 君
山 北 支 所 長	大 滝 寿 君

10 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
次 長	鈴 木 涉

(午前10時00分)

委員長（小杉武仁君）開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第95号 村上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第96号 村上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第97号 村上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第98号 村上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第99号 村上市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第100号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第101号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第102号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての8議案を一括議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)
総務課長

おはようございます。それでは、議第95号 村上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議第102号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての8議案について一括してご説明をいたします。これらの8議案については、地方公務員法等の一部改正に伴って職員の定年が段階的に引上げとなることから、関連する条例を改正することが主なものである。初めに、議第95号 村上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例であるが、職員の定年を段階的に65歳に引き上げるほか、管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用制度を導入することなどを規定するものである。次に、議第96号 村上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例であるが、職員の定年引上げに関連し、公益的法人等へ派遣することができない職員の要件を追加するものである。なお、公益的法人等へ派遣している職員は現在はいない。それから次に、議第97号 村上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例であるが、職員の定年引上げに関連し、人事行政の運営状況に関し、任命権者の報告しなければならない職員から除かれる職員の要件を定めるものである。次に、議第98号 村上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例であるが、職員の定年引上げに関連し、現行の条例に降給の種類と降格及び降号の事由の規定を追加するものである。次に、議第99号 村上市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例であるが、職員の定年引上げに関連し、減給については、60歳以上であるけれども、7割措置後の給料月額 $\frac{1}{10}$ を上限とする規定を定めるものである。次に、議第100号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であるが、職員の定年引上げに関連し、定年前再任用短時間職員の1週間当たりの勤務時間の規定等に関し定めるほか、必要な字句の改正を行うものである。次に、議第101号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であるが、職員の定年引上げに関連し、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額や諸手当、60歳以上の職員の給料月額を当面の間7割水準とすることなどを規定するものである。最後に、議第102号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であるが、第1条については地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴って育児休業の取得回数の緩和など育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための所要の改正を行うもの、それから第2条については、職員の定年引上げに関連し、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員の要件を定めるため改正をするというものである。以上が職員の定年引上げ等に関連する条例の改正であるが、改正に当たっては職員組合とは協議を重ねていて、8月19日に組合のほうからは内容については了解をいただいているというものである。以上である。

(議第95号質疑)

上村 正朗 よろしく願います。最初に、質疑というか、今回しようがないと思うけれども、非常に理解するのが難しい改正だったので、できれば分かりやすいような資料とかつけていただくと、今回はやむを得なかったと思うけれども、今後同じようなことがあつたらぜひお願いしたいということを最初に述べて、例えば新条例の第4条で退職年齢を引き延ばすというか、そういう例が(1)、(2)、(3)、第4条のところに3つほどあるし、あとは第9条のところに3つほどあるし、9条の3項で

も特定管理監督職群というのがあると思うので、一つ一つ言ったほうがいいのかもしれないけれども、同じことなので、今の村上市の職員が従事している職でこれに相当するのではないかと想定される職種というのはどんなものがあるのかなというのがもし分かれば。国のあれだと何だかの巡視船の船長さんとか、被災地の現場事務所の所長さんとか、そういう人が該当する可能性があるよみたいなことがあるのだけれども、村上市の場合は例えばどういう人がこの特例に該当しそうなのかという、そのイメージが全然湧かないものだから、その辺教えていただければと思う。

総務 課長 今の上村委員おっしゃったのが管理職についても今60になって上限設けるよということ、管理職から、60を超えた職員については基本的には管理職にはうちは置かないという考え方であって、その特例の話だと思う。これについては要件があって、業務の性質上例えばその職員の降任によって業務に継続的に重大な支障が生じるとか、専門的な知識を持っている人で、その人がいなくなるとやっぱり市の業務運営に支障があるとかということの要件あるわけであるけれども、よく例に出てくるのが、例えばうちはないのだが、よそで例えば診療所のお医者さんとか、そういう人の場合ってなかなか代わりって簡単に見つからないというようなことでそういう例に挙げられる場合あるのだが、村上市は今こういう規定、これ国に準じた規定は設けるけれども、今想定している職というのは現在ない。60になったら基本的に管理職はそこで管理職から降任するというので今想定している。

上村 正朗 60歳になって、管理監督職からご降任されるという、その場合と、あと65、64、63、暫定のあれもあるけれども、定年の延長という場合もあると思うけれども、同じ考え方だろうか。

総務 課長 失礼いたしました。定年の延長の規定については、これ前から規定はあるのだが、今までそういう運用はしたことはないので、基本的にはそういうケースというのは今は発生しないのかなということでは考えている。

高田 晃 今の定年延長の関係だけでも、以前一般質問もしたところであるが、総務課長の説明を聞いて、何点か、ちょっと重要な部分なので、お聞きしたいなというところがある。この制度、もともと雇用と年金の確実な接続、そしてもう一つはやっぱり高齢職員のいろんな知識、技能、これを有効に使う、そういった活用をする制度ということだが、今定年前再任用、この話が出ているが、いわゆる現行の再任用、これも条例があって、事務取扱要綱もあるが、ここの整合性というのはどんなふうになっているものか。

総務 課長 今、現に再任用で制度に乗っていらっしゃる方も職員にいます。また、この定年の延長に、ちょうど制度に該当しないで、そのまま今までの再任用がしている方で、まだ65を迎えない方もいらっしゃる。その方々は、基本的に定年前再任用制度のほうに今度移行するということなので、制度の内容としては基本的に今までの短時間勤務再任用ということのうち今やっているけれども、それと条件も同じということである。

高田 晃 そうすると、いわゆる賃金面とか、あるいは任用面とか格付とか号給等も同様ということですか。

総務 課長 そのとおりです。

高田 晃 あともう何点か、いわゆるここで一番大事なのは賃金水準7割ということで、これは国に準拠しているということなのだが、問題なのはやっぱり給与7割になって、

業務の内容、こういった部分が一番重要になってくるのではないかなというふうに思うが、これもちょっと一般質問で聞いたときには、まだその辺まで詳しく設計していないということなのだが、今現在例えば定年延長された方のいわゆる役職とかポジションとか役割とかそんなのは、総務課長、どんなふう考えているか。

総務 課長

まず、最初7割というのあるわけだけれども、7割というの、これ出てきた背景、委員ご存じだと思うけれども、民間給与、今民間のほうでも定年がどんどん伸びていっているということで、それらを比較したときに、今国が、国というか、民間が今我々が給与水準として設定している部分の7割程度が今一般的だということで、公務員についても今7割程度ということで設定しているという、これただ当面の間という形になっている。恐らくということで申し上げて申し訳ないのだが、当面の間ということで、要は昇給水準とか賃金カーブの問題いろいろあると思うので、これらを7割水準に合うような形で多分これから制度設計がされていくのだと思う。10年間は今段階的に引き上げるという形になっているので、それが人事院勧告で出されるのか、どんなふうに出されるのか、給料表が変わるのかちょっと分からないけれども、今までも賃金水準の見直しというのは、賃金カーブか、見直しということで、最近の人勧を見ても若い職員のほうに厚くなって、高齢者層については今現在も55歳になると昇給も停止、前だと昇給が半分にするとかということもあったわけだし、そういう中で、これはあくまでも仕事、今同じなのでないか、7割に下がるのではないかと、下がるということではなくて、民間の給与水準に合わせるのだよというのが1点あると思う。仕事については、今管理監督職であれば、私ども今副参事、今度管理職でなくなるので、副参事以下ということで格付をしていくと一般行政職になっていくので、その中で、今私ども室制取っているので、室の中で副参事として業務を行っていただくということになるということで今想定している。

高田 晃

それが一番ちょっと重要なのではないかなと思うのだが、これは現行の再任用も定年前の再任用も、そして定年延長された方も同様だと思うのだけれども、やっぱり賃金水準7割に、今下げられるという表現はよくないと言うが、70%に抑制されると。ただし、7割水準に抑制されるのに、業務の内容が今までどおり、あるいは今まで以上、副参事、係長級になるわけなので、現場の最前線で業務をこなしていくといったときのいわゆる賃金と雇用の、業務量のバランスがどうなのかなというところがあるものだから、だから副参事級になるのだとしても、ある程度責任の部分だとか業務量の部分だとか、その辺はどんなふう考えているか。

総務 課長

副参事は副参事のやっぱり役割があるわけなので、副参事の業務をこなしていただくというふうに考えているし、賃金が下がるのではないかとというのは先ほど申し上げた今の給料から下がるという考え方ではなくて、60歳超の職員に対する賃金水準に合わせた形が7割相当だよという形でご理解いただければと思う。

高田 晃

最後に、総務課長の説明の中でも組合と協議してということで、現場の声を吸い上げながら真摯につくっていただいたなということで感謝しているのだが、副市長だろうか、組合のほうでいわゆるこの定年延長制度に関して職員にアンケートを取った。その結果、総務のほうにも行っていると思うのだが、副市長、御覧になったか。拝見させていただいた。職員組合で行われたことであるので、そのことに関してどうこう申し上げることは控えたいとは思いますが、日頃職員の皆様方が定年延長に関してということと併せて日常的な職務の中でいろんな考え方をお持ちなのだとこのことを読み取ることができた。市といたしては、そういった職員の皆様方のこ

副 市 長

れからに向けても仕事に対してのやりがいだとか、それから市長が常日頃申し上げているチームワークだとか、いわゆる職場環境のより一層の改善に向けた環境づくりが大切なのだろうというふうに思うし、定年延長された中でこれまで培われてきたいろんなノウハウをやっぱり発揮していただくための新たな環境づくりも大切なのだろうというふうに受け止めさせていただいたので、そういったことにも注意を払いながら進めさせていただきたいというふうに思う。

高田 晃 私も見ただけでも、非常に見て私もOBとしてちょっとがっかりしたなという印象を受けた。というのは、やっぱりこのアンケート、450名近くの職員の回答来ているけれども、もう完全に60過ぎても定年延長で仕事をするというのが5%にも満たっていないと。あとは、やりたくないけれども、収入が、いわゆる年金接続までしようがないからやるとかいうふうな形で、非常にどっちかという悲観的な、消極的な意見だったので、せっかくの定年延長制度が導入されても、なかなか本当に延長された方々がうまく現場の現役の職員と有機的につながりながら本当にやれるのかなというふうな心配があるので、そういった、今言ったように人員の面とか業務量の面とかポストの面とか、そういう部分の不満とか不安とか、それをぜひこの機会にちょっと現場とまた今後も話し合っていていただきたいと。まさにこれスタートしたばかりなので、運用する中でいろんな問題も出ると思うので、ぜひこれ職員が安心・安全に継続して働けるような職場環境にしていってほしいという要望である。ありがとうございました。

副市長 そういったことが読み取れなくもないなというのは私も印象としては持った。ただ、長引くコロナ禍、そしてまた今回の災害ということで、これまで日常的に行われてきた業務のほかに新たな状態にあるというのも職員にも大変な負担になっているのだろうというふうに伺うことはできる。ただ、そうであったとしても、やっぱり生きがい、やりがいというのはどんな仕事に就いても大事なことだというふうに思うので、その点を十分に考慮、配慮しながら、また職員組合ともしっかりと今回の定年延長の意味というか、そういうことについての理解も共有しながら進めさせていただきたいというふうに思う。よろしく願います。

(議第95号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第95号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第95号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第96号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第96号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第96号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第96号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第97号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第97号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第97号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第97号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第98号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第98号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第98号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第98号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第99号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第99号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第99号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第99号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第100号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第100号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第100号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第100号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第101号質疑)

上村 正朗 1点聞かせてください。結果して関連の質問になるかもしれないのだけれども、給与に関する条例なので、退職手当が出てくると思って一生懸命読んだのだけれども、退職手当のものがなくて、例規集探しても全然ないので、あれ、退職手当は今回の定年の延長の関係でどうなるのかなということでもちょっと確認させていただいたら、県の市町村総合事務組合に事務というか、委任ということなのだね。その辺の手続的には何か議会の手続とか、そういうのが要らないのかなと思って、その辺ここにはないので関連みたいになるのだけれども、ちょっと教えていただければと思う。

総務 課長 おっしゃるとおり、合併前は例えば村上市だと退職手当条例を独自に持っていた。また、合併前の町村については、合併前からたしか新潟県市町村総合事務組合のほうに入っていたと思う。合併時に私ども今新潟県市町村総合事務組合のほうに加入していて、条例は向こうのほうの組合で持っているということである。条例については向こうの組合の議会になるか、そちらのほうで審議されて、決定されるということで、まだ改正は今後ということで今情報はいただいている。ただ、改正内容としては国に準じた形が主になるということで今お聞きしているの、向こうの議会日程等の関係からもしかすると年明けになるかもしれないというようなことで今お聞きはしている。概要としては、退職手当、今60歳定年であると60歳のときには当然定年退職ということで定年の率というか、それで計算されて退職手当が支給される。また、早期退職する場合には加算措置などもあるので、そういう措置が取られるわけであるけれども、今度65歳に段階的に引き上がっていくけれども、今私ども国の情報とか新潟県市町村総合事務組合のあれをお聞きすると、例えば60から段階的に引き上がっていくので、60を超えて退職することになった職員については定年と同じ扱いをするということで、職員に対しては不利にならないということで確認をしている。給与は、先ほど7割に下がっていくということはあるけれども、7割で計算するのではなくて、60歳のときが普通であれば今例えば100%になるわけなので、それでやっぱり計算をして、7割に退職手当が下がるということではないのだよということで確認はしている。以上である。

(議第101号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第101号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議及び討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第101号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第102号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第102号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第102号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議及び討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第102号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第110号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(総務課長 東海林 豊君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務 課長

それでは、続いて議第110号であるけれども、令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)である。このたび歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,490万円を追加いたして、予算の規模を3億2,590万円にしようとするものである。予算書の8P、9Pを御覧になっていただきたいと思う。初めに、歳入であるけれども、国道、県道の工事に伴う電柱の支障移転等の補償料ということで59万4,000円、それから本年3月、神木の桃川地内で発生いたした強風による光伝送路の損傷に対する損害共済金20万6,000円をそれぞれ追加したほか、当初予算に計上いたした山北地区の放送設備の更改に係る工事請負費2,000万円であるけれども、当初予算についてはこの財源を一般財源として計上いたしていたところであるけれども、このたび過疎債のほうで充当可能という見込みが立ったので、一般会計からの繰入金を減額して、市債を追加したということである。それで、次のページをお開きいただきたいと思う。歳出のほうであるが、一般管理費では朝日の支所のセンター内にある機器の更改を来年度から着手していく必要があるということであって、その設計費として458万7,000円を、また施設管理費であるけれども、山北地区施設維持管理経費において、塩害により脱落の危険があり、仮復旧で対応してきた板貝地内の河川横断用の管路整備についてであるが、これは実は昨年度一旦予算化をいたしたが、工事はNTT東日本と一緒にいうことになるのだが、そのNTT東日本と関係機関であるJRさん、こちらの協議が調わないということで工事が一旦延期となったということで昨年度実施できなかったものである。このたび両者の協議が調って、着手のほうは見込みが立ったということで、752万6,000円をこのたび追加させていただくということである。それから、次の朝日地区の施設維持管理経費であるが、日道道の工事の進捗に伴って大須戸地内において電柱の支障移転工事が必要となった

ということから186万2,000円を、また先ほど歳入で説明をいたしたが、神林地区の施設維持管理費のほうでは本年3月に強風により仮復旧している桃川地内の光伝送路、こちらを本復旧するというので工事費82万8,000円をそれぞれ追加するというものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第110号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第115号 令和3年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（財政課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 それでは、議第115号についてご説明を申し上げます。決算書の216、217Pを御覧ください。歳入になるが、1款財産収入だが、こちらについては土地開発基金の運用利子収入である。また、2款土地開発基金借入金だが、こちらは歳出の朝日まほろばインターチェンジアクセス道路用地の購入に係る基金からの借入金である。続いて、次のページをお開きください。218、219Pになる。歳出については、1款土地取得費になるが、先ほどのアクセス道路に係る土地購入費である。次に、2款1項1目土地開発基金費は歳入の基金運用の利子収入額、こちらを基金のほうに積み立てたものである。次のページをお開きください。こちら実質収支に関する調書である。歳入歳出ともに総額で13万1,000円となっている。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第115号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第4 議第116号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議

題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）
総務 課長

それでは、議第116号、令和3年度の村上市情報通信事業特別会計の歳入歳出決算である。決算書のほう、225P、226Pをお開きいただきたいと思う。最初に、歳入であるが、1款1項1目の情報通信施設負担金であるが、新規加入の方に納入をいただいているものであるが、17件で86万5,640円、前年度比5件の減となっている。次に、2款1項1目情報通信施設使用料であるが、現年度分で5,228万4,740円で収納率のほうは97.8%、前年度比0.1ポイントの増となっている。次に、滞納繰越分であるが、130万250円であるが、収納率が35.8%、前年度比10.6ポイントの、こちらは減となっている。次に、3款1項1目一般会計繰入金であるが、1億9,790万1,000円で前年度比1億2,215万6,000円の減となっている。この減の理由であるが、起債償還費が減となっているということによるものである。次に、4款1項1目繰越金は、これ前年度並みの984万3,056円である。次の5款1項1目雑入であるが、備考欄1、光伝送路等貸付料2,883万9,628円、こちらについてはN T T東日本ほか3業者への貸付料ということであるが、例年並みである。それから、備考欄2、道路改良工事等支障施設工事補償料であるが、28万1,735円だが、こちらについては県道荒沢塩野町線の道路改良工事に伴う補償料ほか1件である。次のページをお開きいただきたいと思う。歳出のほうであるが、1款1項1目総務費の一般管理費の説明欄1、情報通信事業一般管理経費1,438万7,302円であるが、情報センター設備の調査委託に伴う測量設計費などの増によって前年度比72万5,571円の増となっている。次の2、情報通信事業職員人件費は、これ担当職員3人分の人件費である。次の2目施設管理費で説明欄1、山北地区施設維持管理経費7,139万3,041円であるが、前年度比で2,701万1,717円の減となっている。主な要因であるが、機器の再リースによって情報センター機器等リース料が前年度比2,771万3,631円の減となったことなどによるものである。説明欄2の朝日地区施設維持管理経費であるが、8,057万2,120円であって、前年度比2,567万9,938円の減となっている。こちらの主な要因は、告知端末機借上料が再レンタルによって前年度比2,461万7,456円の減となったことなどによるものである。次に、説明欄3の神林地区の施設維持管理経費9,005万4,928円であるが、前年度比268万4,779円の増となっている。この主な要因であるが、山田地内で強風により切断した光伝送路の修復工事257万4,000円を実施していることで、そのことなどにより増となったものである。次に、2款公債費であるが、1目元金で前年度比6,932万8,302円減の622万725円である。2目利子では、前年度比67万7,557円減の12万2,735円となっていて、令和3年度末の未償還元金であるが、前年度比622万725円減の1,149万5,471円となっている。次のページをお開きいただきたいと思う。実質収支であるけれども、これ1,000円単位であるが、歳入総額で2億9,201万4,000円、歳出総額で2億8,326万5,000円、翌年度に繰り越すべき財源13万1,000円を引いた実質収支であるが、861万8,000円である。以上である。

（質 疑）
（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）
（「なし」と呼ぶ者あり）

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第116号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（小杉武仁君）閉会を宣する。

（午前10時43分）